

ちびすけランド 共和国・訳
こ きょうわこく やく
けんりじょうやく

「子どもの権利条約」

1993年4月2日 きょうわこくかいぎけってい
共和国会議決定



REPUBLIC OF

こ ちびすけランド 共和国・訳
きょうわこく やく
けんりじょうやく

「子どもの権利条約」

1993年4月2日

きょうわこくかいぎけってい
共和国会議決定

1994年4月22日

にほんせいふひじゅん

はっこう
5月22日発効

前文

私たち「ちびすけランド 共和国」は、地球の今と明日のためにぼくたち「子ども」は「子ども」であることを宣言するとともに、すべての子どもが、お家でしあわせに、のびのびとあたりまえに大きくなれるんだということを信じ、でも、それがむずかしい子どもたちが世界中のどこにでもいて、だからこそ地球上のすべての子どもたちが大人と一緒に平和に生きてゆけることをねがって、つぎのとおり協定します。

[第1部]

第1条 こどもってセブンティーンまで。

このきまりでは、18歳にならこどもは大人になるんだよ。でも、このきまりをまもる国が、もっと早く大人になるよっていうきまりをもつてある場合もみとめるよ。

第2条 みんな平等なんだ。

こどもだから日本人だからとか、外国人だからとかことばがちがうとか、お金を持ってるとかもってないとか、うまれたとこがここじゃないとか、男だと女だと、肌の色が黒いとか黄色いとか白いとか、そんなこと関係ないよ。みんなみんなひとりひとり、人間だよ、平等だよ。

第3条 こどもにいちばんいいことをして。

おなかをすかせている子、病気なのに病院にいけない子、ともだちとあそびたくてもあそべない子、戦争でころされてしまう子、いっぱいいるよ。でもね、大人のつごうでこどもをくるしめないで。こどもにいちばんいいことってなんだろうって、まっさきにかんがえて。

第4条 口先だけじゃやだ。ちゃんとやくそくはまもって。

「子どもの権利条約」のきまりをまもるってやくそくした国の政府は、このきまりがちゃんとまもられるように法律をかえたり、しごとのやりかたをかえたり、できることはなんでもしなくちゃいけないよ、ちゃんとね。

- 第5条 大人はしっかりしてね。
こどもは親が好き。父さん母さんか、そのかわりの人にそだてられたい。
どんなえらい人からでも、よその人にめいれいされるのはいやだよ。だから、こどもがしっかり生きていくためには、まず、大人がしっかりしてね。
- 第6条 みんな生きているんだ。元気に大きくなりたいんだ。
こどもだって、いっしょにめい生きている。生れたばかりの赤ちゃんも、元気に大きくなれるように政府はがんばってね。
- 第7条 こどもだって、じぶんのことをしるけんりがある。
じぶんの名前、じぶんの国、じぶんの親をしりたい。あたりまえに人間だ
もの、記号や番号でよばれたくないよ。こどもにちゃんと名前をつけて。
どこの国の子なのか、父さん母さんはだれなのか？こまっちゃうじゃない、
わからなかったら？
- 第8条 ほんとうのじぶんのままでいいよ。
わたしはだあれ、ぼくはだれ？ぼくはぼくで、きみはきみ。世界中でたったひとりのじぶんはじぶん。そのままでいいんだ、まもってあげる。もし、
ぼくやきみがじぶんでなくなっちゃいそうなことがあったら、ほんとうのじ
ぶんのままでいられるようにしてあげる。だれだってほかの子になんてなり
たくないよ。
- 第9条 だれも親子をひきさけない。
親子をべつべつにしないで。もし、戦争なんかで生きわかれになんても、父
さん母さんがどこにいるのか元気かどうかをしるけんりがあるよ。政府は
しらべて、ちゃんとこどもにおしえなきゃいけないんだ。
- 第10条 こどもは親といつでもあえる。
もし、父さん母さんが外国にすんでいても、おたがいにあうためにいった
りきたりできるよ。
- 第11条 かってにひっこしさせないで。
こどもをむりに外国につれてっちゃダメ。そんなことをされても、じぶんの
国にかかるけんりがあるんだ。
- 第12条 こどもだって、じぶんのかんがえをいうけんりがある。
ぼくたちは、ぼくたちのことについてじぶんのかんがえをいいたい。
わたしたちのいけんをちゃんときいてね。
- 第13条 いろいろなほうほうで、じぶんらしさをあらわしていいんだ。

じゆうにはなしたり、字をかいたり絵をかいたり、おどったりうたったり、いろんなことをして、じぶんらしさをあらわせるんだよ。でも、ほかの人に迷惑をかけてはならないよ。

第14条 こどもだって、じぶんのことはじぶんできめていいんだ。
じぶんでかんがえたり、いいわるいをきめたり、信じる宗^{しん}教^{しゅうきょう}をえらんだりできるんだよ。

第15条 こどもだっていろんな人とグループをつくって、あつまってはなしったりできるんだ。
あの子^こたちとはあそんじゃダメ、なんておかしいよ。

第16条 こどももヒミツをもっている。
それをかってにのぞいたり、ほかの人にしゃべったりしないで。

第17条 いろんなことをしるけんりがある。
テレビやしんぶん^{せかい}で世界のできごとをしりたい。こどもにもわかりやすいニュースやしりょうをつくってほしい。それも、いろんな国^{くに}の子^こにわかるコトバでかいてね。

第18条 親^{おや}はきょうりょくしてこどもをそだてる。
こどものことは、父^{とう}さん母^{かあ}さんまかせじゃいけない。親^{おや}の生活がくるしいときは、政府^{せいふ}がたすける。父^{とう}さん母^{かあ}さんがはたらいているときは、こどもは保育園^{ほいくえん}にはいれるよ。

第19条 親^{おや}がこどもをいじめるなんて、ゆるせない。
父^{とう}さん母^{かあ}さんがこどもをやたらぶったり、けったり、タバコの火^ひをくっつけたりしたら裁判^{さいばん}にうったえることもできる。こどもをセックスのあいてにするのもほったらかしも、いじめているのとおなじことだよ。

第20条 さびしくなんかしないで。
父^{とう}さん母^{かあ}さんやきょうだいとくらせなくなった子^こには、政府^{せいふ}があたらしい家族^{かぞく}をみつけてくれる。

第21条 養子^{ようし}になるこどものこともかんがえて。
いろいろなわけがあって、ほんとうの父^{とう}さん母^{かあ}さんとくらせなくて、よそのうちの子^こになることもある。そんなときは、裁判所^{さいばんしょ}でだいじょうぶかどうかしらべてもらってからだよ。

第22条 じぶんの国^{くに}からにげてきたこどもは、まもられる。

せんそう 戦争なんかでじぶんの国からにげてきたこどもは、家族といっしょでもひとりぼっちでも、たすけてもらえるよ。

第23条 病気や障害があっても、こどものけんりはおなじさ。

びょうき しじょうがい こころやからだに病気や障害があっても、ひとりの人間。あたりまえだよね、差別はしないで。

第24条 こどもは健康にいきるけんりがあるんだ。

びょうき てあ あか ちい こ し 病気になつたらいちばんいい手当てをして。赤ちゃんや小さい子が死なないようしなくちゃいけないって、世界中のすべてのこどもたちにやくそくするね。もう地球をよごさないで。

第25条 入院したら、きちんとみてもらえる。

どんなんあいか、こどもにもちゃんとおしえてね。

第26条 こまったときは、政府がたすける。

ひょうき さいかい かね こどもだって、病気になつたり、災害にあつたりしてお金にこまったときは、とうぜん政府がたすけるよ。

第27条 こどもは、こころもからだものびのびするけんりがある。

とう かあ せいかつ 父さん母さんは、子どもの生活をまもらなくてはいけない。

第28条 こどもには、べんきょうするけんりがある。

しょう・ちゅうがっこう うえ がっこう 小・中学校にはだれでもみんな、ただでかよえる。もっと上の学校にもすべての子どもがかよえるようにおうえんするよ。それから先生は、子どものこころやからだをきずつけるようなしかりかたをしちゃいけないんだ。

第29条 しっかりした地球の大人になるように、べんきょうするんだ。

ひと ひと ちきゅう おとな ひと ひと なぶ みず みどり ちきゅう くうき 人を人としてだいじにすることや、じぶんがじぶんらしくいきることをまなぶのがべんきょうなんだ。どこの国の人ともなかよくきて、地球の空気や水や緑をまもれるしっかりした大人になるんだ。

第30条 どんな子だって、じぶんたちの生活のしかたやコトバをまなぶけんりがある。

むかし くに ひと にほん ずっとずっと昔からこの国でくらしてきた人たちのこどもも、日本にすむがいこくじん せいかつ 外国人のこどもも、じぶんたちのまもってきた生活のしかたやコトバをべんきょうするけんりがあるんだ。

第31条 あそぶことだって、やすむことだってぼくたちのもの。

なに こどもは、あそぶこともやすむことも何かをつくることもみることも、いろんなことにチャレンジすることもあたりまえにできるんだ。

第32条 こどもは、こきつかわれたり、あぶないしごとをさせられたりしない。

こころやからだをきずつけるしごとは、しなくていいんだ。

第33条 マヤクからこどもをまもって。

マヤクをこどもにつくらせたり、^う売^かったり買^かったりさせてはいけないんだ。

第34条 こどもをセックスのあいてにしないで。

おんなの子も男の子もおとのオモチャじゃないんだから。

第35条 ^{ひと}人^{ひと}さらいなんかとんでもない。

こどもを売^うったり買^かったりなんか、この国^{くに}のなかでも外国^{がいこく}とのあいだでもぜったいにゆるさない。

第36条 こどもをくいものにしないで。

こどもを安いお金^{やすかね}ではたらかせて金^{かね}もうけする人^{ひと}や、グループからこどもをまもってあげる。

第37条 こどもを死刑^{しきい}にしちゃだめなんだ。

こどもが法律^{ほうりつ}をまもらなかったからといって、らんぼうなとりしらべをしたり死刑^{しきい}にしたり、死ぬまで刑務所^{しけいむしょ}にいれておいたりしてはいけない。もし、こどもが警察^{けいさつ}につかまつても、家族^{かぞく}とれんらくしたりあつたりできるよ。

第38条 こどもを戦争^{せんそう}にまきこまないで。

戦争^{せんそう}でいちばんきずついたりころされたりするのは、こどもなんだ。^{さい}15才^こにもならない子^こをたたかわせないで。

第39条 ひどい目にあったこどもがいたら…。

こころのキズ、からだのキズがはやくなおるようにしてほしい。

第40条 わるいことをしたこどもでも、ひとりの人間^{にんげん}としてたいせつにあつかって。

警察^{けいさつ}や裁判所^{さいばんしょ}は、こどもをしらべるときにはもっともっとちゅういぶかく、しんちょうにならなくちゃいけない。

第41条 こどもをだいじにするのはあたりまえ。

「子どもの権利^こ条約^{けんりじょうやく}」にかいてないことでもこどもをだいじにするのはあたりまえのことだよ。だって、だれだってみんなこどもだったんだから。じぶんがじぶんだったことはたいせつなことなんだから。

【第2部】

- 第42条 みんなにしらせてね、ゆびきりゲンマン。
この条約のことは、大人にもこどもにもちゃんとしらせてね。
- 第43条 やくそくまもってるかな？…が委員会のしごと。
国連のなかに「子どもの権利条約」の委員会をつくるんだ。このきまりをまもるってやくそくした国が、まえよりもっとこどもをたいせつにしているかをしらべるのがしごと。世界で10人。政府は、だれかひとりをこの委員にすいせんできるよ。
- 第44条 ほっこくはきちんとね。委員長より。
この条約のすすみぐあいは、きちんとしらせてくださいね。きまりをまもるってやくそくしたら2年いないにね。それからあとは5年ごとにしらせてください。

子どもの権利委員会委員長

- 第45条 ユニセフや国連だって「けんり」があるんだ。
この条約がうまくすすむように、ユニセフをはじめ国連のなかまだって、大人がそうだんするときはさんかできるよ。

【第3部】

- 第46条 「子どもの権利条約」っていいって、どこの国もいえるよ。
- 第47条 口だけじゃダメ。ちゃんと「ひじゅん」しなくっちゃ。
いってるだけじゃダメ。「ひじゅんしょ」をちゃあんと国連事務総長にとどけてよ。
- 第48条 だれだってさんかできるよ、子どもの権利条約！
どこの国でも「子どもの権利条約」にはいれるように、国連事務総長はまってるよ。
- 第49条 20ヶ国と30日で！
この条約は、20の国が「ひじゅん」すると、その30日目に地球のきまりになるんだよ。

- 第50条 なんだってよくかえていいけるよ。

ちょっとでもいやだったらよくなるようにかえようよ。この条約だっておなじだよ。

第51条 ちょっと待って…は、ちょっと待って！
この条約のここんとこ「ちょっと待って」っていう國のちょっと待っての
ないようくに内容は、ぜんぶの国にもしらせるよ。ちょっと待ってはしんちよう。

第52条 やあ～めた、もいえるよ。
「子どもの権利条約」なんていらないやい、やあ～めた。なんてこともた
しかにできるよ。(とってもいやなことだけ)

第53条 てがみは国連事務総長まで。
この条約のやくそくができるなら、そのおてがみは国連事務総長にとど
けてね。

第54条 「子どもの権利条約」って、6つのコトバでかいたんだ。
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語でかいたよ。
あとは、じぶんたちのコトバにやくしてね。

ぼくたちがこのことを守りますって証拠に、ぼくたちはここに名前をします。

1993年4月3日
ちびすけランド共和国
(Republic of Chibisukeland)

第5代 大統領

新谷襄人
佐藤史



// 副大統領

八木橋 大輔

// 副大統領

共和国会議委員

小坂 忠広

//

工藤 育雄

//

藤田 覚子

//

山田 純子

//

小向 いすみ